

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の改正案の概要〔資料1〕

1. 改正の趣旨

公衆浴場及び旅館業の浴場におけるレジオネラ症対策については、厚労省が技術的指針として「公衆浴場における衛生等管理要領」、「旅館業における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を示しており、都道府県知事はこれに基づいて、条例で浴場の構造設備ならびに衛生措置の基準を定めている。

上記の技術的指針が改正され、また、近年の県内におけるレジオネラ症の発生動向等を踏まえ、島根県の条例である「公衆浴場法施行条例」ならびに「旅館業法施行条例」を改正することとした。

2. 条例改正の概要

技術的指針である「公衆浴場における衛生等管理要領」等の改正内容に応じ、条例の該当項目を下表のとおり改正する。

◆新規に条例に追加する事項

	条文(案)
1	シャワー設備は、1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水を行い、6月に1回以上点検をし、並びに1年に1回以上洗浄及び消毒をすること。
2	気泡発生装置を設置する場合にあっては、内部に生物膜が形成されないように、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
3	浴槽に湯水がある場合にあつては、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

◆現行の規定を改正する事項

	改正前	改正後の条文(案)
1	集毛器を設置している場合にあつては、その清掃は、毎日行うこと。	集毛器を設置している場合にあつては、その清掃 及び消毒 は、毎日行うこと。
2	ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。(略) ア 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度までに保つこと。	ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。(略) ア 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中 0.4ミリグラム 程度に保つこと。 イ 結合塩素のモノクロアミンの場合にあつては、1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。
3	回収槽の水を浴用に供する場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素消毒等で消毒すること。	回収槽の水を浴用に供する場合にあつては、回収槽の 内部 の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素消毒等で消毒すること。

3. 改正箇所

①公衆浴場法施行条例 別表 2 衛生措置の基準

②旅館業法施行条例 別表第2

4. 条例施行までのスケジュール

①パブリックコメント実施 令和2年8月17日(月)から同年9月16日(水)

②11月議会提出 改正後条例の公布日を施行日とする